

令和6年3月（第1回）定例会 産業建設委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第34号宇部市漁港管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件外10件について、付託されました産業建設委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第34号から第36号まで、第38号から第40号まで、第45号、第46号及び第50号の9件については全会一致をもって、第37号及び第44号については賛成多数をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第37号宇部市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件です。

本案は、中央町第三借上住宅、中央町第四借上住宅及び中央町第五借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、令和6年度に60戸が返還されることにより、今住んでいる人は別の場所を探すこととなるが、住人への市の対応をただしたところ、約8割から9割の方がほかの市営住宅へ移転されるが、残りの方は、民間の住宅に移転されるケースや、これを機に施設へ入所されるケースもある。

移転の際には、移転補償料をお支払いし、引っ越しをしていただいている。

また、市営住宅の入居率は、令和3年4月時点で約85パーセントであり、現在充足している状況であるため、返還には支障はないとのことでした。

次に、市営住宅について、新しい所は募集倍率が高いのではないかとただしたところ、新しく建て替わった見初住宅などは人気があり、募集倍率は高くなっているが、近年、地域性や買い物がしやすいなどの生活の利便性の高い所を望まれる方も増えており、一概に新しい建物だけが人気が高いとは言えない状況が起きているとのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、宇部市営住宅条例には、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅を設置するとなっている。充足していると判断されているということであるが、やはり募集倍率の高い所もあるとのことから、新たな住宅の建設も含め対応すべきだったのではないかとの反対討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第44号宇部市楠こもれびの郷に係る指定管理者の指定の件です。

本案は、宇部市楠こもれびの郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、一部営業休止になったにもかかわらず、審査の評価点数が高いのはなぜかただしたところ、楠こもれびの郷には4つ機能があり、そのうち3つの機能については適切に管理され、実績がある点が指定管理候補者選定委員会の委員に評価されたものと考えている。本来であれば、現行の指定管理者は、選定審査の前段階で行う外部評価の結果に応じて選定審査の際にそれなりの加点等があるが、令和5年8月に実施した外部評価には一部営業を休止した点について反映されていなかったことから、このたびの選定委員会においては、この外部評価に基づく加点をしないこととして審査を行い、現行の候補者の得点が一番高かったため、候補者として選定したとのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、同じ団体に任せようということであるが、管理能力があるとは言い難いとの反対討論がなされました。

この後行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、産業建設委員会の報告を終わります。